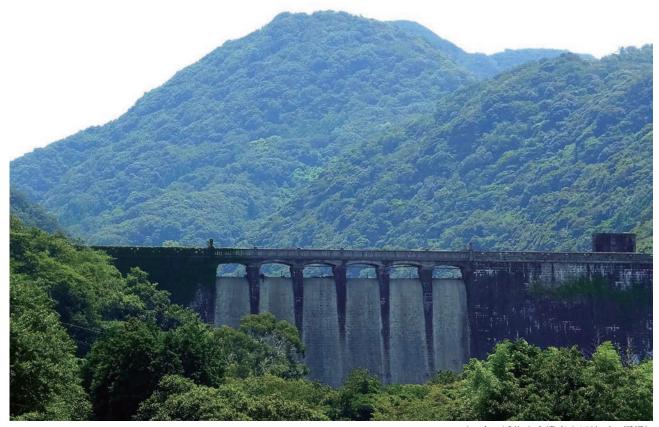
行政書士あわじ

平成30年9月号





(日本の近代土木遺産上田池ダム堰堤)



英 兵庫県行政書士会 淡路支部

() であいさつ

兵庫県行政書士会淡路支部の皆様におかれましては、日頃から無料相談会や官公庁への書類作成など市民と行政をつなぐ架け橋として、大きな役割を担っていただいておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、昨年8月1日に兵庫県行政書士会と南あわじ市の間で「大規模な災害発生時における被災者支援協力に関する協定」を締結させて頂きました。南海トラフ大地震をはじめ、最近では想定外の豪雨による大災害が危惧されており、行政機関がライフライン復旧に力を割かれている時、無料相談窓口の開設や罹災証明の交付申請といった被災者の生活再建の手伝いを担って頂けることとなっております。大災害時には行政機関の機能も正常化するまで時間を要します。そのような時、行政書士の皆様の支援は大変心強いものであります。



兵庫県南あわじ市長 **守本 憲弘**

全国の自治体同様、南あわじ市においても、急激な人口減少と超高齢

化社会への対応が課題となっております。しかしながら、本市の65歳以上の就業率は全国平均と比べて約2倍と高く、言い換えれば、シニア世代の方々がまだまだ社会を支える側として、社会参画できるということでもあります。南あわじ市では超高齢化社会を克服するために、シニアの方々の仕事・社会貢献の継続による健康寿命の伸長を最重要施策に掲げているところです。

他にも、本市において子育て環境の向上と教育の充実、地域の資源を活かした地元産業の活性化などに取り組んでまいりますが、そのためには「対話と行動の行政」の実現が必要であると考えております。市民の皆様との対話を基に職員と共に最適な対応策を模索し、第2次南あわじ市総合計画の将来像にも掲げておりまする「だから住みたい 南あわじ~人がつながる 笑顔あふれる ふるさとづくり~」を目指し、市民の皆様と協働によるまちづくりを進めてまいります。

最後になりましたが、兵庫県行政書士会淡路支部の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、ご活躍を 祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

であいさつ



兵庫県行政書士会 淡路支部長 **井筒 好信**

兵庫県行政書士会淡路支部の活動にご協力いただきまして、ありがと うございます。淡路支部の定時総会を夢海游淡路島で開催いたしました ところ、たくさんの会員の出席を賜り、支部総会が無事終了したことを 会員の皆様にご報告させていただきます。

本年も、昨年度以上に色々行事がございますので、会員の皆様のご参加とご協力をよろしくお願いいたします。

行政書士の業務は、他士業にくらべまして広範囲にわたっております、 会員の皆様と共に、行政書士の業務と役割を広く住民の皆様方に、広報 していくように努めたいと思っております。

今後とも会員の皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお 願いいたします。

トピックス

土地専門部会・淡路支部合同研修会の開催

平成30年2月28日(水)、洲本市文化体育館1階会議室にて、土地専門部会と淡路支部の合同研修会が 開催されました。

研修会は、2部制となっており、第1部は「法定相続情報証明制度について」というテーマで神戸地方法 務局洲本支局より壽谷幸司支局長を講師としてお招きし、ご講義いただきました。

講義では、所有者不明土地問題等に対応するために相続登記の促進をする必要があり、その方策として「法定相続情報証明制度」が創設された旨の説明がされました。また、各種の相続手続の際に必要な戸籍関係書類等一式を提出する手間を省力化して、相続手続全般の社会的コストの削減という効果も見込まれるとの説明がされました。

第2部は「農地法改正と農地所有適格法人について」というテーマで明石支部の田中康晃会員をお招きし、 で講義いただきました。

講義では、農地法第3条によって農地取得が許可される要件の解説があり、また、農地所有適格法人の要件をの要件が平成28年4月の法改正によって、改正されたポイントについても解説がされました。他にも、企業の農業参入において検討することが多い、農地法第3条第3項により農地を貸借する場合と農業経



営基盤強化促進法に基づく利用権設定をする場合の違いを解説 いただきました。

研修会は、以上の2つのテーマについて、休憩を挟み約3時間行われました。例年の淡路支部の研修会に比べると、参加者が多く、会員の皆様にとって、興味がある内容の研修会を行う ことができたのではないかと思います。

(淡路支部研修担当理事 船越 健司)

淡路支部の厚生旅行を実施

平成30年2月3日(土)に淡路支部の厚生旅行が実施されました。 岡山県備前日生にて、かき料理を食べながら親睦をはかるという 企画。

当日は、天気も良く、高速道路もすいていて、あっという間に備 前日生。かき料理を満喫し、みんなでワイワイと楽しんで、次の 赤穂大石神社へとバスの旅は続き、赤穂大石神社では節分と重なり、 参拝者が多くにぎわっていました。

観光案内のガイドさんに、赤穂城、大石神社の案内をしてもらっていろいろと我々が知らないお話がきけたのも、こういった旅行がなかったら聞けないことだと思いました。



すこし散策後帰路につき、明石海峡大橋が見えてきて、帰ってきたと感じました。 このたびの旅行を企画していただいた担当役員さんのご苦労に感謝しております。

(淡路支部長 井筒 好信)



市民無料相談

私たち行政書士は、毎月淡路県民局県民相談室で、 市民無料相談を行っています。



開催日

- 平成 30 年 11 月 12 日 (月)
- 平成 30 年 12 月 10 日 (月)
- 平成 31 年 1月15日 (火)
- 平成31年2月12日(火)
- 平成 31 年 3 月 11 日 (月)

開催場所

洲本市塩屋二丁目 4番5号 兵庫県淡路県民局3階相談室

で相談申込先

8 0799-53-1771

(市民相談担当 土井)

法の日の無料相談会 10月1日は、法の日です。

私たち行政書士は、司法書士会、土地家屋調査士会と合同で、毎年10月に淡路 島内三市において無料相談会を行っています。

開催日	開催時間	開催場所		
平成30年10月2日(火)	9:00~12:00 (受付は11:30まで)	洲本市役所本庁舎 4 階会議室		
		淡路市役所 1号館 2 階大会議室		
		南あわじ市役所第2別館3階多目的ホール		



ご相談申込先

8 0799-43-3115

(法の日無料相談担当 安田)

行政書士に聞いてみよう!!

市民の皆ざまへ



法律を専門とする国家資格者の中でも、特にはば広い業務をこなし、皆さまの暮らしに密着した法務サービスを提供するのが、私たち行政書士です。官公署に提出する書類だけでなく、法律上の権利に関わる書類や事実を証明するための書類を作成し、またそのための相談もお受けします。

「まごころ」を花言葉に持つコスモスが、行政書士のシンボルです。私たちは、皆さまの暮らしの中で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、まごころをもって、お手伝いいたします。

遺 言書を作りたい

遺言書には本人が自ら手書きで作成する「自筆証書遺言」と公証人が作成する「公正証書遺言」、遺言内容を秘密にする「秘密証書遺言」があります。遺言書には法律で決められた効力があり、遺留分減殺請求権など相続人の権利も配慮して作成すべき場合があります。行政書士は、依頼に基づき、公正証書遺言の原案作成、証人の就任等によって遺言者の支援を行います。

相 続について知りたい

財産相続では、遺言書がないときは、 原則として相続人全員が書類により合意した文書に基づき、手続が進められます。行 政書士は、依頼に基づき、遺産分割協議 書・財産目録・相続関係説明図といった 必要書類を作成し、またそのために必要と なる様々な調査も行います。(不動産登記 関係書類、税務関係書類、法的紛争が発 生している場合の書類を除きます)



国際結婚をしたい

外国人が日本人や永住者と結婚し、適法に日本で在留する為には、婚姻手続に加えて、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の 在留資格が必要となります。このように、外国人が日本国内において在留を希望する場合、活動内容もしくは身分関係によって在留資格が必要で、様々の種類の資格とそれに応じた要件があります。

行政書士は、外国人の在留やその 他日本で適法に活動するために必要 な申請手続について、お手伝いいた します。なお、入国管理局への取次 は、申請取次行政書士 が行います。

日 本国籍をとりたい 日本で永住したい

外国人が日本国籍を取得するには、「帰化許可申請」が必要です。帰化許可申請には、一定の要件を満たしていることが必要で、在留資格や家族構成、就業状況等により、必要な証明書類や作成書類が異なります。また、日本で永住を希望する場合には、入国管理局で永住許可申請をしますが、この申請でも在留資格や在留状況等によって異なる様々な要件があり、それに応じた証明書類や作成書類が必要です。行政書士は、国籍や

永住に関すること、また、渉外手 続(国際結婚や離婚、相続、養子 縁組等)について、専門知識で外 国人の方のお手伝いをいたします。



かしこく 難 婚したい

離婚が決まるまでの道のりは、非常に大きなエネルギーがいるものです。しかも 慰謝料の額や支払い方法、子供の養育費や面会交流、財産分与など、思った以上に考えなければいけないことが山積みです。離婚の合意が成立しても、どうやって約束事を相手に守って貰えるかも心配です。行政書士は、離婚協議書の作成を行うとともに、必要な支援を行います。(当事者の身辺調査、示談の代理は行いません)

農 地に家を建てたい

田畑になっているところに、家を建てるには、**農地転用**の許可(届)申請をする必要があります。農地転用とは、農地とされている土地を、住宅地、工場用地、道路、駐車場などの目的で使用する土地に変更することです。また、農地を売買する場合も、許可が必要となります。このほかにも里道・水路の用途を廃止したり買い受ける時も許可が必要です。行政書士は、このような土地等に関する各種申請手続を行います。

クーリングオフをしたい

売買契約等でクーリングオフの定めがある場合、内容証明郵便によってクーリングオフを行い、契約を解除することができます。内容証明は、差出人と日付を明示した文書を作成し、郵便局に謄本を保管することで、相手にどのような内容の文書が差し出されたかを証明する書類です。行政書士は依頼に基づき、法的効力のある内容証明の文書を作成します。

おひとり様で 老後が心配

財産のこと、暮らしのこと、健康のこと、 気がかりなことはたくさんあるけれど、誰に 相談してよいかわからない、という方も多い のではないでしょうか。自分自身で財産管理 や様々な手続等が難しくなったときの備えと して、任意後見契約があります。行政書士は、 相談に基づいて、任意後見契約に関する書 類作成等により「おひとりさま」の老後の安 心のため、お手伝いをいたします。

交 通事故に遭った

交通事故でケガをしてしまった場合、治療費、休業損害、後遺障害等の問題が生じます。このような交通事故による人的損害を公平・迅速に補償する制度が自賠責保険です。自賠責保険の請求には様々な資料や書類が必要ですが、適正な補償を受けるためには専門的な調査が必要となるケースがあります。

行政書士は、後遺障害に関する調査をは じめ、自賠責保険に関する資料収集や書類 作成をお手伝いします。また、示談成立後 の示談書等、各種書類を作成します。

家 業を継ぎたい

お店や会社を引き継ぐとき、事業の種類によっては、事業主等の変更申請や事業承継の届出が必要となったり、新たに許可申請が必要となる場合があります。事業主の方が亡くなったときは、相続手続も併せて考える必要が生じることもあります。

行政書士は、依頼に基づき、必要書類の 作成、手続等を通して、事業承継のお手伝 いをいたします。

会社経営者や個人事業主の皆ざまへ

私たち行政書士は、企業を運営していくうえで必須となる書類(契約書や議事録等)や、許認可 に関する書類(許可申請書や変更届等)の作成をする専門家です。

また、書類を官公署(市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等)に提出する手続について代理することができます。

さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や、補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。

経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

会

社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、 医療法人、社会福祉法人、学校法人、組 合等といった法人の設立手続とその代理 (登記申請手続を除く)を行います。

また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作成を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面でも様々なメリットが生まれます。

なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立前に市町村や都道府県の認証・認可手続が必要となるものや、外国会社のように領事認証や在留資格認定申請が必要となるものがあります。行政書士は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各種変更手続についても、総合的にサポートします。

契

約書を作ってほしい

会社を運営していると、様々な取引を 行う場面があります。その際、多くの場 合に契約書を取り交わす必要があります。

行政書士は、これら契約書の作成を行い、将来発生しうる **法的なトラブルの予 防** のためのサポートを行います。

運

営について相談したい

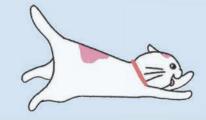
行政書士は法人の設立だけでなく、設立後の運営に関してもサポートしています。

行政書士業務は、企業の事業活動全般 について助言、提案を行う、いわゆるコン サルティング業務の一面を有しています。 経営者の良きパートナーとしても活用して いただけます。

行政書士が行う主な 中小企業支援 には、 次のようなものがあります。

- ●事業計画支援
- ●事業承継・事業引継ぎ支援
- ●企業再生支援
- 経営革新支援、地域資源活用支援
- ●農業経営改善支援、農商工連携支援
- ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援
- ●エコアクション21認証・登録支援
- ●プライバシーマーク認証・登録支援 など

それぞれの分野について専門としている行政書士がおり、活躍の場を広げています。



建 設業の許可をとりたい

一定規模以上の工事を請負う建設業を営 む場合は、都道府県知事、または国土交通 大臣の許可が必要です。

行政書士は、建設業許可の要否や、許可 条件を満たしているか否かを調査・判断し、 必要な書類の作成及び代理申請を行います。

また、公共事業の入札に参加 するには、経 営事項審査申請や、入札参加資格登録の申 請等、煩雑な手続が必要となりますが、それ らの手続についても、代理することができま

数ある行政書士の許認可の申請業務の中 でも、建設業許可申請は、今も昔も、行政 書士の代表的な業務の一つです。



福 祉事業を始めたい

有料老人ホームや、障がい者向け就労支 援事業などの 福祉サービス事業 を始めるに あたり、各自治体では、様々な基準が設けら れています。

行政書士は、これらの基準をクリアするた めに必要な書類作成や手続を代理します。

会 計記帳をお願いしたい

事業の経営状況を把握するためには、きち んとした 会計記帳 が必要です。しかし、毎日 記帳を行うのは大変なことです。

行政書士は、これら記帳業務をはじめ、決 算書、財務諸表などの作成を行います(税 務申告業務は除く)。行政書士に依頼するこ とで、記帳業務に追われることなく、本来の 業務に専念することができます。

運 送業を始めたい

トラック等を使う貨物運送業 や タクシー 事業(旅客運送業)を始めるには、運輸 局の許可が必要ですが、それには様々な 要件があるだけでなく、多くの複雑な申 請書を作成し担当窓口へ提出しなければ なりません。行政書士は運送事業の申請 代理を行うほか、開業にあたってのアドバ イスやサポートまで行います。



可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県 や市町村等、行政の許可や認可が必要 な場合があります。

許認可の種類には、次のようなものが あります。

〔廃棄物に関する許認可〕

- ●産業廃棄物処分業・収集運搬業許可
- ●一般廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 自動車リサイクル法に基づく解体業・ 破砕業許可 など

(不動産に関する許認可)

- 宅地建物取引業免許
- 建築士事務所登録
- ●解体工事業登録 など

(リサイクルに関する許認可)

- ●古物営業許可
- ●金属くず商許可 など

これらは、数ある許認可のうちの一部 に過ぎません。行政書士が扱うことので きる許認可に関する書類は、一万種類を 超えると言われています。

官公署に提出する申請書類の作成を業 として行うのは行政書士だけです。

著作権について相談したい

著作権は作品(絵や文章など)を創作した時点で 自動的に発生しますが、著作権を移転する場合の 取引の安全性を確保したい、あるいは著作権に関 する権利関係を公示したい場合は、文化庁による 著作権の登録制度を利用することができます。

行政書士は、文化庁への登録申請業務を行い ます。また、著作権契約その他著作権に関する相 談を受け付けています。

外 国人を雇用したい

外国人を雇い入れるには、入国管理局への申請 手続が必要となる場合があります。

入国管理局への手続は、原則として、外国人も しくは法定代理人が自ら入国管理局に出頭しなけ ればなりません。しかし、一定の研修を受けた行 政書士で、外国人等に代わって入国管理局で申請 書等を提出することが認められた行政書士である 「申請取次行政書士」に依頼すれば、申請人は 入国管理局への出頭が免除されるので、仕事や 学業に専念することが可能です。専門知識を有す る申請取次行政書士が申請人の在留及び適切な 雇用をサポートいたします。

民 泊や旅館業を始めたい

民泊や旅館業を開業するには、営業開始前に保 健所に必要書類を提出し、その施設が基準を満た しているかどうかの確認を受けたのち、営業許可 申請や届け出等の手続が必要になります。

また、クラブや社交飲食店、麻雀店やゲームセ ンターなどを開業するのにも、営業開始前に警察 署への 風俗営業許可申請 等の手続が必要になり ます。

行政書士は、実現したい店舗の形態に合わせて 必要となる書類を作成し、代理申請を行います。

知 的資産経営について 相談したい

「知的資産経営」とは、企業の経営 理念、人材、技術力、ノウハウ、組織力、 顧客とのネットワーク、ブランド等と いった、財務データには表れない資産 (知的資産) のうち、自社の競争力 の源泉となっているものを見える化= 魅せる化することにより、ステークホ ルダー(顧客・取引先・金融機関等) からの支持や評価を得て、事業の発展 に役立てる経営のことをいいます。

知的資産経営の成果をまとめた「知 的資産経営報告書」を作成し、開示・ 公表することは、経済産業省により推 奨されています。

行政書士は、これら知的資産経営導 入と知的資産経営報告書の作成をサ ポートします。



補 助金制度を活用したい

国や地方自治体には、中小企業・ 小規模事業者向けの各種補助金制度 が用意されています。

近年、これら補助金制度に関するアド バイザーとしての役割を担う行政書士 も増えており、発展や持続化を目指す 中小企業・小規模事業者のサポート を行っています。



兵庫県行政書士会の ホームページもみてね!

兵庫県行政書士会淡路支部会員名簿

(平成30年7月31日現在)

	氏	名		事務所所在地	電話番号	FAX番号
	いしがみ 石 上	あきら 昭	₹656-2131	淡路市志筑 386 番地 3	0799-62-1581	0799-62-3665
	หว่าว 井 筒	_{よしのぶ} 好 信	〒 656-2132	淡路市志筑新島 6 番地 22	0799-62-4681	0799-62-4476
	かわばた 川 端	^{ひでお} 英 雄	〒656-2131	淡路市志筑 3111 番地 67	0799-62-3206	0799-62-5290
	*************************************	_{てつや} 哲 也	〒656-2223	淡路市生穂 1718 番地 3	090-6965-2823	0799-64-0623
	くらもと 倉 本	^{みつお} 光 夫	〒656-1511	淡路市郡家 1328 番地 9	0799-70-4081	0799-70-4081
	でたに 小 谷	エ 治	₹656-1724	淡路市野島平林98番地	0799-70-4565	0799-70-4565
	さんの 三 野	陽生	〒656-1711	淡路市富島 1146 番地	0799-82-2279	0799-82-2279
淡	たかた 高 田	あきら 明	〒656-1521	淡路市多賀 472 番地 4	0799-85-0835	0799-85-0835
路	たかたに 高 谷	ゅきて 美喜子	〒 656-2212	淡路市佐野 1334 番地 1	090-3873-0725	0742-35-6637
市	*************************************	^{とうぞう} 耕 造	〒 656-2322	淡路市白山 279 番地	0799-74-3422	0799-74-3422
	*************************************	いくお 伊久男	〒656-1602	淡路市育波 276 番地 40	0799-84-1988	0799-84-1988
	ĕうまん 道 満	ゃすひで 保 秀	〒 656-2131	淡路市志筑 2649 番地 5	0799-62-4035	0799-62-5252
	土肥	*************************************	〒656-1721	淡路市野島蟇浦 382 番地	0799-82-0526	0799-82-0526
	tt (5 濱 口	*************************************	〒656-2131	淡路市志筑 1392 番地 1 岡野ビル 2 階	0799-62-5829	0799-62-5899
	ttやし 林	業 二	〒656-1541	淡路市柳澤甲7番地	080-6116-3409	-
	福 田	たつや 龍 哉	₹656-2144	淡路市下司 1218 番地 4	0799-70-7263	0799-70-7264
	*************************************	たかろう 敬良	〒 656-2334	淡路市釜口 627 番地 4	0799-74-6048	0799-74-2877
	やまぐち 山 口	まさし 書 志	〒656-2401	淡路市岩屋 524 番地 2	0799-72-5230	0799-72-5240
	ost f 今 田	ちゅういち	₹656-0053	洲本市上物部 452 番地	0799-22-4999	0799-26-2618
ALL	****** 大 住	かつひろ 勝 宏	〒656-0101	洲本市納 321 番地 8	0799-22-2304	0799-22-2309
洲	佐藤	かずゆき 一 之	₹656-0014	洲本市桑間 192 番地 崎野ハイツ 302 号	0799-22-3202	0799-22-1266
市	たきおか 置	^{みって} 光 子	〒656-1311	洲本市五色町鮎原葛尾 147 番地	0799-32-1641	0799-32-1621
	たにもり 谷 守	弘 一	₹656-0012	洲本市宇山1丁目1番20号	0799-24-3110	0799-24-1844
	す 岡	克己	〒656-0012	洲本市宇山3丁目8番19号	0799-22-3031	0799-22-3037

	氏 名		事務所所在地		電話番号	FAX番号
	土 井	くみて 久美子	〒656-2541	洲本市由良町 4 丁目 2 番 22 号	080-9978-7493	-
	*************************************	っょし 豪	〒656-0021	洲本市塩屋2丁目6番 17号 洲浜ビル2階	0799-23-1770	0799-23-1770
	中村	^{ひでゆき} 英 之	₹656-0055	洲本市大野 894 番地 1	0799-26-0153	0799-26-0653
	ひがしゃま 山	かつひと 勝 彦	₹656-0025	洲本市本町1丁目6番28号	0799-22-1174	-
	^{ひぐち} 樋 口	しょういち 正 一	₹656-0012	洲本市宇山1丁目2番24号	0799-22-2874	0799-24-3779
洲	_{ひろせ} 廣 瀬	******* 政 行	〒656-1301	洲本市五色町都志 382 番地 1 五色センタープラザ 1 階	0799-33-0217	0799-33-0007
本	深 堀	^{かつみ} 克 己	〒 656-0024	洲本市山手1丁目2番16号	0799-22-9405	0799-22-9445
	るくもと 福本	のぶと 宣 子	〒656-0021	洲本市塩屋2丁目4番12号	0799-22-9302	0799-23-1341
	かなこし 船越	_{けんじ} 健 司	〒 656-0025	洲本市本町 5 丁目 4 番 25 号 第 2 大冨ビル 202 号	0799-23-0086	0799-23-0087
	まっした松下	_{あきら} 明	〒656-1344	洲本市五色町鳥飼浦 724 番地	0799-34-0832	0799-34-0834
	^{みゃこ} 都	博 志	〒656-2541	洲本市由良2丁目1番1号	0799-27-0766	0799-27-0766
	abhh 森 高	英二	〒656-0013	洲本市下加茂 1 丁目 2 番 26 号	0799-25-6185	0799-25-6188
	やまもと 山本	^{ひろむ} 弘	〒 656-0025	洲本市本町3丁目3番14号	0799-25-2626	0799-20-7699
	奥野	ゕずき 一 喜	〒 656-0424	南あわじ市榎列西川 172 番地	0799-42-5355	0799-42-1971
	^{かなやま} 金 山	かずひと 一 彦	〒656-0131	南あわじ市広田中筋 129 番地	0799-45-1522	0799-45-1167
	^{さとふか} 里 深	ょしたね 嘉 胤	〒 656-0474	南あわじ市市市 227 番地 9	0799-42-6666	0799-42-4800
	Lょうだ 庄 田	^{ただお} 忠 夫	〒656-0521	南あわじ市潮美台1丁目24番地8	0799-52-3678	0799-52-3688
南	*hp\$ 泰 地	ぁきぉ 昭 男	₹656-0511	南あわじ市賀集八幡南186番地4	0799-52-3711	0799-52-3712
あ	土,并	恵一朗	〒656-0511	南あわじ市賀集八幡 144 番地 4 稲先マンション 1 階	0799-53-1771	0799-53-1994
わじ	はまぐち 濱 口	とおる 徹	₹656-0425	南あわじ市榎列小榎列199番地1	0799-42-6373	0799-42-3727
市	^{ひろち} 廣 地	幹 人	〒656-0122	南あわじ市広田広田 486番地	0799-45-1450	0799-45-1490
	三木	*************************************	〒656-0341	南あわじ市津井1711番地	0799-38-0960	050-3153-2597
	aprife 宮 崎	vsae 宏明	〒 656-0436	南あわじ市八木新庄 77番地	0799-42-5968	0799-20-4958
	apete 宮 崎	****** 正 行	₹656-0122	南あわじ市広田広田 143番地5	0799-20-4647	0799-20-4648
	**** 安 田	知 孝	〒656-0455	南あわじ市神代國衙1300番地1 三栄ビル 203	0799-43-3115	0799-43-3116

~ ~ 行政書士倫理網領

繁栄進歩に貢献することを使命とする。

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の

- 1. 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2. 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3. 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4. 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5. 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

■ 平成 30 年度兵庫県行政書士会淡路支部および兵庫県行政書士会(本会)役職

支部長	副支部長	副支部長	理事会計	理事総務	理事研修	理事企画	理事業務
井筒好信	瀧岡光子	大住勝宏	樋口正一	濱口雄裕	船越健司	安田知孝	土井惠一朗
理事会員	理事非行政	理事綱紀	理事福祉	理事幹事	理事幹事	監事	監事
三木秋穂	瀧岡光子	川端英雄	山口昌志	宮崎正行	宮崎宏明	奥野一喜	都 博志
相談役	本会理事	本会綱紀委員	本会選挙 管理委員	本会通信員	本会 HP 担当委員		
今田忠一	井筒好信	川端英雄	宮崎正行	安田知孝	宮崎宏明		

「行政書士あわじ」平成30年9月号

- 発行人 / 井筒 好信
- 編集委員 / 三木 秋穂
- 発行者 / 兵庫県行政書士会 淡路支部 〒656-2132 淡路市志筑新島6番地の22 TEL: (0799) -62-4681 FAX: (0799) -62-4476





兵庫県行政書士会 淡路支部

http://awaji.hyogokai.or.jp/

兵庫県行政書士会 淡路支部

